

事業用大規模建築物所有者等顕彰実施細目

12中環清第202号

平成12年4月1日

(目的)

第1条 この細目は、中央区の区域内の事業用大規模建築物等における廃棄物の減量、再利用及び適正処理に顕著な実績をあげた者に対する顕彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(顕彰者)

第2条 顕彰は、区長が行う。

(対象)

第3条 顕彰は、廃棄物の減量、再利用及び適正処理に積極的に取り組み、成果を上げている事業用大規模建築物等の所有者、廃棄物管理責任者その他顕彰することが相当と認められる者に対して行う。

2 前項の対象者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、顕彰を受けることができない。

一 他に所有する事業用大規模建築物等において、廃棄物の減量、再利用及び適正処理の成果が著しくあがっていない場合

二 その他、顕彰することが適当でないと認められる場合

(顕彰方法)

第4条 顕彰は、区長感謝状を贈呈して行う。

2 顕彰に当たっては、記念品を添えることができる。

(顕彰の時期)

第5条 区長は、毎年1回、日を定めて顕彰を行う。

(顕彰の基準)

第6条 顕彰の基準は次のとおりとする。

- 一 廃棄物の発生抑制への貢献度
- 二 再利用及び資源化への貢献度
- 三 廃棄物の適正処理への貢献度
- 四 再生品の使用への貢献度

(被顕彰者数)

第7条 被顕彰者数は、予算の範囲内において、当該年度毎に定めるものとする。

(感謝状の様式)

第8条 感謝状の様式は、別記第1号様式とする。

(事務の処理)

第9条 要綱に定める表彰事務については、環境土木部中央清掃事務所で処理する。

(委託)

第10条 この要綱の実施に関して必要な事項は、環境土木部長が別に定める。

附 則

この細目は、平成12年4月1日から施行する。